

## 共生型指定生活介護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

### 1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人坂井地区医師会
代表者氏名	会長 金 定基
本社所在地 (連絡先)	福井県あわら市東善寺5-27 (坂井地区医師会館内) TEL : 0776-73-5366 FAX : 0776-73-5363
法人設立年月日	昭和22年11月20日

### 2 サービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業の所在地等

事業所名称	坂井地区医師会デイサービスセンター
福井県指定 事業所番号	共生型生活介護 1810700508 号
指定年月日	令和2年5月
管理者	小島 広美
事業所所在地	福井県あわら市東善寺5-27
連絡先	TEL : 0776-73-8710 FAX : 0776-73-8711
事業所の通常の 事業実施地域	あわら市、坂井市
利用定員	25人
開設年月日	平成12年4月28日

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等、適切な共生型生活介護を提供すること。
運営方針	関係法令を遵守し、地域との結び付きを重視し、連携を図りながら総合的な共生型生活介護の提供。

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (ただし、祝日・12/30~1/3、8/15・16は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日（ただし、祝日・12/30～1/3、8/15・16は除く）
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分

3 事業所の構造・設備について

(1) 施設

構 造	鉄骨造り
延 床 面 積	280.50 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
訓 練 ・ 作 業 室	1 室	100.27 m <sup>2</sup>
相 談 コ ー ナ ー	} 1 室	22 m <sup>2</sup>
事 務 室		
便 所	2 室	
静 養 室	1 室	18.9 m <sup>2</sup>
脱 衣 室	1 室	18 m <sup>2</sup>
浴 室	1 室	30 m <sup>2</sup>
和 室	1 室	20.32 m <sup>2</sup>

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、共生型生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共生型生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
職 種	職 務 内 容
生 活 支 援 員	利用者に対して入浴、排泄、食事その他必要な生活支援を行う。
看 護 職 員	利用者の健康管理、状況に応じた苦痛の軽減や悪化の防止などの看護業務を行う。
機 能 訓 練 指 導 員	利用者の健康管理や状態に合せた機能訓練指導を行う。

## (2) 職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.4	
生活支援員	8	3	1	3	1	6.2	
看護職員	2		1		1	1.4	
機能訓練指導員	4	1	1		2	1.7	

## (3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	8:30 ~ 17:30
生活支援員	8:30 ~ 17:30
看護職員	8:30 ~ 17:30
機能訓練指導員	8:30 ~ 17:30

## 5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

## (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
生活介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した生活介護計画を作成します。
食事の提供	希望により利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
創作的活動	軽作業等の創作的活動の機会を提供します。
身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【基本利用料金】

共生型生活介護サービス費 (I)	697 単位/回
------------------	----------

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利用単位	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等加算(I)及び(III)	(I)15単位 (III)6単位	1単位あたり10円で計算され、そのうち1割が負担額です。	(I)(II)の場合 生活支援員のうち、有資格者を一定割合以上配置している場合、利用1日につき加算されます。 (III) 生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算	24単位 ×看護職員数 (常勤換算)		看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合、利用1日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利用単位	利用者負担額	内 容
初 期 加 算	30 単位	1 単位あたり10円で計算され、そのうち1割が負担額です。	サービス利用の初期段階(開始から30日間)において、利用1日につき加算されます。
リハビリテーション加算(I)又は(II)	(I)48単位 又は (II)20単位		理学療法士、作業療法士又は機能訓練指導員等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合利用、1日につき加算されます。
送 迎 加 算(II) ※片道につき	(II)10単位		1回の送迎につき平均10人以上が利用している、又は、週3回以上の送迎を実施している場合、片道につき加算されます。
入 浴 支 援 加 算	80 単位		医療的ケアが必要な方等への入浴支援を提供した場合、1日につき加算されます。

## 6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	50 円
食事の提供に係る費用	1 食につき 700 円 (おやつ代含む)
キャンセル料 (利用予定日当日の午前 8 時までに連絡がない場合)	キャンセル料 食費 700 円
喫茶代 (希望ご利用者のみ)	1 1 枚綴り喫茶券 1,000 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費

## 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに利用月分の請求書を連絡ノートに添付します。お支払いは、請求月の 20 日前後までに、契約時の指定口座からの自動振替となります。

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、介護給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

## 8 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 共生型生活介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「指定共生型生活介護計画」を作成します。作成した「共生型生活介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

### (3) 共生型生活介護計画の変更等

「共生型生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 小島 広美
-------------	-----------

### ② 成年後見制度の利用を支援します。

### ③ 苦情解決体制を整備しています。

### ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 11 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
  - ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先：電話番号 0776-73-8710 （対応可能時間 午前8時00分～午後7時00分）

## 12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人 至捷会 木村病院		
理事長名	木村 洋平		
所在地	福井県あわら市北金津57-25		
電話番号	0776-73-3323		
診療科	内科・外科	入院設備	有

### 13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共生型生活介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共生型生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業協会

保険名 居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険

### 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、消防訓練を年2回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・防火戸 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</li> <li>・震災に備えての備蓄（米・飲料水・非常食） （その他、衛生材料・ロープ・懐中電灯等）</li> </ul>
消防体制	防災管理者：小島 広美
保険加入	<p>本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。</p> <p>保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社</p> <p>保険名 火災保険</p>

## 15 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した共生型生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 顧問弁護士 金井 亨 (0776) 22-7575

【事業者の窓口】	窓口担当者 管理者 小島 広美 苦情解決責任者 居宅介護支援事業所 管理者 飛田 まゆみ 受付時間 8時30分から17時30分 電話番号 0776-73-8710 F A X 番号 0776-73-8711
【市町村の窓口】	所在地 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 受付担当課 あわら市 市民福祉部 福祉課 電話番号 0776-73-8020
【公的団体の窓口】 福井県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 福井県福井市光陽2丁目3番22号 実施機関 福井県社会福祉協議会 受付日 毎週月曜日から金曜日 受付時間 9時00分から17時00分まで 電話番号 0776-24-2347 F A X 番号 0776-24-8942 メールアドレス kujyo@f-shakyo.or.jp
三国・春江エリア	所在地 福井県坂井市三国町北本町二丁目6-65 実施機関 相談支援事業所「けいちょう」 受付日 毎週月曜日から金曜日 受付時間 8時30分から17時30分まで 電話番号 0776-97-9226 F A X 番号 0776-97-9475 メールアドレス k-soudan@keichoukai.or.jp
丸岡・坂井エリア	所在地 福井県坂井市丸岡町西里丸岡4-38 実施機関 障がい相談支援センター まるおか 受付日 毎週月曜日から金曜日 電話番号 0776-66-2215 F A X 番号 0776-66-2248

## 16 心身の状況の把握

共生型生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 17 連絡調整に対する協力

共生型生活介護事業者は、共生型生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。



18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携  
共生型生活介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 共生型生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 共生型生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 衛生管理等

- (1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① デイサービスセンターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - ② 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

21 第三者評価の実施の有無

現在、実施していません。

22 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ、新型コロナウイルス、胃腸炎等の感染性の疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動 営 利 活 動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---